

日本労働衛生工学会 規約

(昭和 39 年 10 月 31 日改正)

(平成 5 年 11 月 10 日改正)

(平成 17 年 11 月 10 日改正)

(平成 25 年 11 月 14 日改正)

第1章 総 則

第1条 本会は、日本労働衛生工学会（Japan Occupational Hygiene Association）と称する。

第2条 本会は、労働衛生工学およびこれに関連ある研究者・技術者・研究組織の学術研究と技術の進歩、並びに研究交流と情報交換の促進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学会、講演会等集会の開催
2. 会誌その他の印刷物の発行
3. 国内外の関連協会との連携と提携
4. 調査、研究その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条 事業を行うにあたって必要な細則は別に定める。

第5条 本会に事務所を置く。事務所の場所は、東京都墨田区両国 4 - 38 - 3 第 8 高島ビル 公益社団法人日本作業環境測定協会精度管理センター内に置く。

第2章 会 員

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した正会員、維持会員、学生会員及び名誉会員とする。

1. 正会員 個人で入会した会員
2. 維持会員 団体に入会した会員
3. 学生会員 高等専門学校、大学学部または大学院に在学中の学生
4. 名誉会員 本会に功績があり、理事会で推薦され総会で承認された個人

第7条 会員は本会の活動に関して便宜が与えられる。

第8条 本会に入会するには所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第9条 会員は、会費を毎年3月 31 日までに前納しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納入を必要としない。

第10条 1年以上会費を滞納した会員は、理事会の議決を経て退会させることができる。

第3章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 会長、副会長および各委員会正副委員長を含め、12名以下とする。
2. 監事 2名
3. 顧問 若干名

第12条 理事及び監事は、正会員より選出する。選出は別に定める手続きを経て、総会において承認する。

第13条 役員の任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

第14条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第15条 副会長は会長を補佐し会務の処理にあたる。

第16条 理事は、本会の運営・執行および会務の処理にあたる。

第17条 監事は、本会の運営と会計の監査にあたる。

第18条 顧問は、理事会で承認された正会員で、本会運営について理事会の諮問に答え、また意見を述べることができる。

第4章 総会、理事会および委員会

第19条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 委員会

第20条 総会は、年1回以上開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、その他の必要事項を承認する。

- 2 総会は正会員で組織し、本会運営の最高議決機関であり、正会員の10分の1の参加で成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。
- 3 定例総会は本会の学会期間中に開催する。

第21条 理事会は、理事で構成し、本会に関する重要事項を協議し決定し、運営にあたる。

- 2 理事会は、理事の2/3の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成による。
- 3 理事会は、毎年2回以上開催し、その議長は会長が務める。
- 4 監事は、理事会に出席し監査にあたる。

第22条 委員会としては、総務委員会、編集委員会、企画委員会を置く。各委員会の委員は、委員長が正会員から指名する。

- 2 各委員会は、正副委員長と5名以内の委員で構成する。
- 3 総務委員会は、経理、会計管理、理事会運営、総会開催、その他本会運営に必要な業務を司る。
- 4 編集委員会は、会誌の発行、その他の印刷物の発刊等、本会事業達成に必要な業務を司る。
- 5 企画委員会は、事業の計画と遂行(学会の開催、講演会・講習会・セミナー等の開催)、国内外の学協会との連携と協力、その他本会の事業達成に必要な業務を司る。
- 6 会長は必要に応じて理事会の議決を経て臨時委員会を設置できる。

第23条 監事は、本会の運営および会計管理について年1回以上監査を行い、結果を理事会および

総会において報告する。

第5章 学 会

第24条 学会は毎年1回以上開催する。

- 2 学会実行委員長は、学会実行委員会を組織し、学会を主催する。
- 3 学会実行委員長は、理事会で決定し会長が委嘱する。
- 4 学会実行委員長の任期は、委嘱から1年とする。
- 5 会長は学会実行委員長を理事会に出席させることができる。

第6章 会 計

第25条 本会の経費は会費、事業収入、その他の収入をもってあてる。

第26条 会費は細則で定め、総会において承認を得る。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

第7章 附 則

第28条 前各条に定めるほか、本会の役員を選任、本会の運営、会誌の編集など、この規約を実施するに必要な事項については、理事会の定める細則による。

第29条 本規約改正に伴う最初の役員は、第12条にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は平成17年度の総会において選任された者が就任するまでとする。

第30条 本規約の変更は、総会の議決による。

第31条 本規約は、平成25年11月15日より適用する。